

地域の課題に対応した財政支援

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。(R7年度採択市区町村数 645市区町村(令和7年12月時点))

採択分類・採択対象

【認可保育所等(※1)】

1. 待機児童対策

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村(※3)

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(※4)

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ(1/2→2/3) (※5) 設置主体の要件緩和(※6)
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業(予約制)	補助要件
④一時預かり事業(一般型)	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて 実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率 の高上げ(1/2→2/3) 設置主体の要件緩和(※6)

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合 や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する 施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援 事業	補助要件
④利用者支援事業(基本型)	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加 算の加算要件
⑤利用者支援事業(特定型)	補助要件
⑥一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ(1/2→2/3)

- ※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。
- ※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。